

117 消防団の組織と人員

統合 合併時

- 地域防災の観点からも現状のまま新市に移行します。
- 組織上は独立した組織の体制となりますが、消防計画等により、市長の指揮監督下で活動することになります。



118 防災計画

統合 合併時

- 地域防災計画は、合併時に一本化し統合しますが、避難場所・消防計画等で現在の市域と釧路町域が重複する区域は調整を行います。
- 雌阿寒岳火山防災計画は、合併前に組織の再編を含めた協議の上、一本化し新市に引き継ぎます。

119 役所(場)の電算システム

統合 合併時

- 6市町村の合併後のエリアは極めて広大となりますので、行政情報の発信や電子申請を含めた電子社会に対応した社会資本の構築が急務です。このため、新市建設計画に「地域情報化に関する事項」について定めます。

120 情報公開

統合 合併時

- 情報公開法の趣旨により、積極的に公開する方向で一本化します。
- 旧市町村の文書の公開は、新市の条例に定めますが、請求場所と公開場所は旧自治体役所(役場)の機能とも関連しますので合併時までに検討します。

121 ごみ広域連合

その他 —

- 6市町村が合併に至るときは、廃止となります。(合併を是とした自治体は、広域連合を脱退して、新市として参加することになりますが、合併を否とした自治体は、そのまま継続します。)

122 指定金融機関

再編 合併時

- 指定金融機関、指定代理金融機関は新市においても指定します。
- それぞれ地域との関わりや歴史的背景から指定金融機関として貢献してきた銀行等が、新市になることで指定されなくなることへの配慮として、指定代理金融機関の指定も考慮します。
- 収納代理金融機関は、6市町村が指定している金融機関を全て網羅することとします。
- 収納代理郵便署は現行どおりとします。

123 公有財産

統合 合併時

- 「釧路市」の制度で一本化して新市に引き継ぎます。

124 工事等入札方法

統合 合併時

- 「釧路市」の制度で一本化し、新市に引き継ぎます。(現時点では各市町村の登録業者を「釧路市」の格付け基準に当てはめた場合の影響は把握できませんが、影響が大であると認められる時には、制度内容の一部見直しも視野に入れる必要があります。)

125 普通・特別・公営事業会計

その他 合併時

- 6市町村に共通する会計は、統合(同一内容)としますが、制度はそれぞれ現行のまま残します。介護サービス部門は、特別会計とします。
- 複数の市町村に共通する簡易水道以外の4つの会計は、それぞれ現行のまま残します。
- 一つの市町村にだけある14の特別会計は、それぞれ現行のまま残します。

126 上水道会計

統合 合併時

- 上水道事業(給水人口が5千人超の事業／釧路市・釧路町・白糠町で実施)は、地方公営企業法により、企業会計で合併時に統合します。

127 簡易水道会計

統合 合併時

- 企業会計を適用している阿寒町は、地方公営企業法を全面適用して上水道事業と一本化します。4町村(釧路町・鶴居村・白糠町・音別町)の特別会計は、新市の特別会計として一本化します。

128 下水道会計

統合 経過措置2年程度

- 公共下水道の特別会計(釧路町・白糠町)は、合併時に企業会計(釧路市)へ移行します。
- 特定環境保全公共下水道(阿寒町・音別町)も、使用料体系の一元化などから企業会計へ移行しますが、資産の洗出しや減価償却、条例・規則の整理、繰り出し基準の整理、財務会計システム導入の準備期間として2年程度が必要となります。
- 農業集落排水事業(鶴居村)は1団体のみであり、当面は特別会計をもって経理します。

129 議員定数・任期など

再編 合併時

- 合併特例法の規定を適用し、各市町村の議会議員が2年間新市の議員として在任することとします。(在任特例)
- 特例適用後の選挙は、議員定数を法定数(38人)とし、選挙区を設けることとします。
- 常任委員会の設置については、6市町村の議員による調整機関を設置し合併時までに調整します。

130 議員の報酬など

統合 合併時

- 「釧路市」の報酬に一本化します。議長60万円、副議長54万円、議員49万円

131 一部事務組合

統合 合併時

- 6市町村に共通する団体は、次のとおり再編、脱退、合併時に一本化します。
 - ①再編
釧路広域市町村圏事務組合
釧路公立大学事務組合
地方公務員災害補償基金北海道支部
 - ②脱退
北海道市町村備荒資金組合(単位団体で脱退)
北海道市町村職員共済組合、釧路支庁管内町村公平委員会など
 - ③一本化
職員共済等福利厚生(釧路市の制度に一本化)
消防組織(3組織を統合)



132 土地開発公社

統合 合併時

- 組織体制(役員・職員)は統合時までに決定します。役員は定款策定の中で整理します。
- 基本財産は、新市の公社に引き継ぎます。

133 振興公社

調整猶予 推定期間3年程度

- 業務内容、経営状況等を勘案しながら、株主との協議も含め、3年を目途に振興公社のあり方を検討します。
- 各公社の事業、職員、市町村の出資は継続を基本とします。
- 市町村からの委託業務等は、6市町村単独実施の制度等を継承します。

134 選挙管理委員会

統合 合併時

- 新市で新たに選挙管理委員が選任されるまでの間、暫定的に選挙管理委員会を設置します。
- 新市の正規な選挙管理委員会は、合併後、最初の議会において承認を得て選任されます。
- 新市の選挙管理委員の報酬は、「釧路市」の制度に一本化します。【委員長:59,000円、職務代理者:47,000円、委員:47,000円】

135 監査委員

統合 合併時

- 新市の監査委員は、合併後最初の議会において承認を得て選任します。
- 新市の監査委員の報酬は、「釧路市」の制度に一本化します。【議員監査:59,000円、有識者:160,000円】

136 公平委員会

統合 合併時

- 新市の公平委員会は、「釧路市」の制度に一本化します。この場合、5町村は釧路支庁管内町村公平委員会から離脱します。
- 新市の公平委員の報酬は、「釧路市」の制度に一本化します。【委員長:59,000円、委員:47,000円】

137 固定資産評価審査委員

統合 合併時

- 委員数は、各市町村からの1名と学識経験者2名の合計8名とし、任期は3年とします。